

令和5年度 平川市空き店舗対策事業

事業の目的

空き店舗の解消と地域商店街の活性化を図るため、市内の空き店舗を賃借して出店される方に対し、賃借料と改修費の一部を補助します。

対象事業

次のいずれかに該当する3年以上継続して営業することが見込まれる事業

- ① 空き店舗が所在する商店街団体等から承認を受けた事業
- ② その他、地域又は商業集積地域の活性化に寄与すると市長が認めた事業

※以下のいずれかに該当する場合は補助対象外となります。

- ① 事業者認定の申請以前に着手している事業
- ② 国、県及び市が実施する他の助成制度の対象となる事業
- ③ 建築基準法及びその他法令に違反する事業
- ④ 暴力団又は暴力団員等に該当する者が行う事業
- ⑤ 政治活動又は宗教活動

対象者

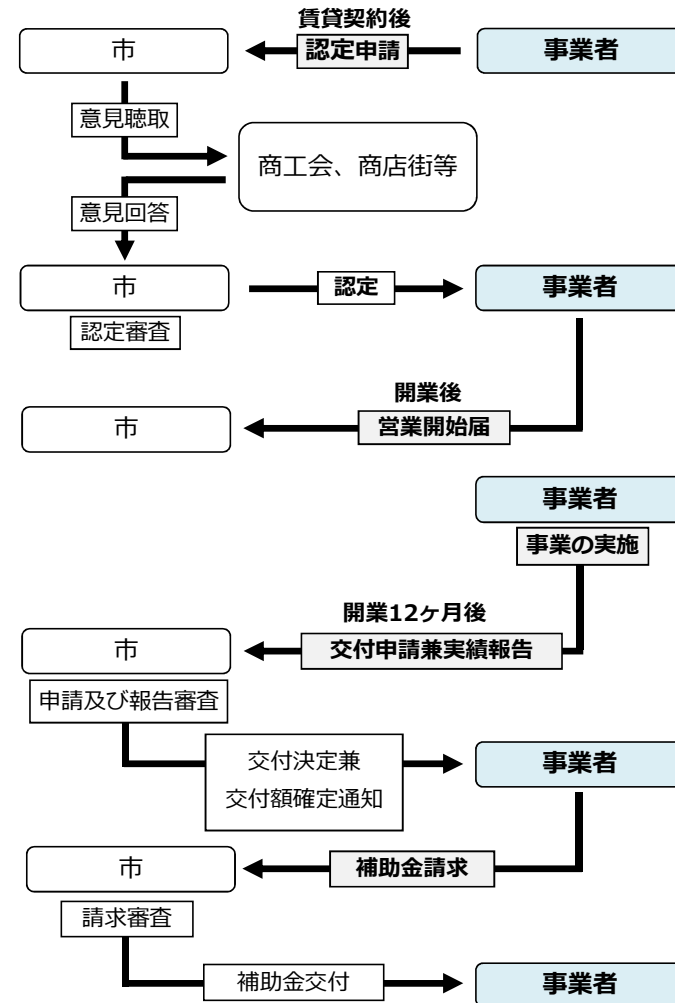
市内の空き店舗を活用して事業を行う者で、次のいずれにも該当しないもの

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業を行う者
- ② 中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業を行う者
- ③ この補助金の交付を受けたことがある者
- ④ 空き店舗所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人その他団体
- ⑤ 1日のうち午前9時から午後7時までの間に概ね3時間以上、かつ1週間のうち5日以上営業できない者
- ⑥ 住民税等を滞納している者
- ⑦ 店舗の借受開始日から1年以内に営業できない者
- ⑧ 市内の店舗から移転し、前の店舗を空き店舗とする者。
- ⑨ 営業開始日から3年間同じ営業形態で営業できない者。

対象経費（消費税は含まな

- ① 空き店舗の賃借料
補助内容：賃借料の3分の2以内（月5万円以内）
※礼金、敷金及び共益費等を除く、開業月以降1年間に限る。
- ② 開業に伴う改修費
補助内容：改修費2分の1以内（限度額：商業集積地域100万円、その他50万円）

空き店舗対策事業 手続きの流れ



【申請・問合せ先】

〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6
平川市経済部 商工観光課
商工振興係 TEL0172-55-5732（直通）